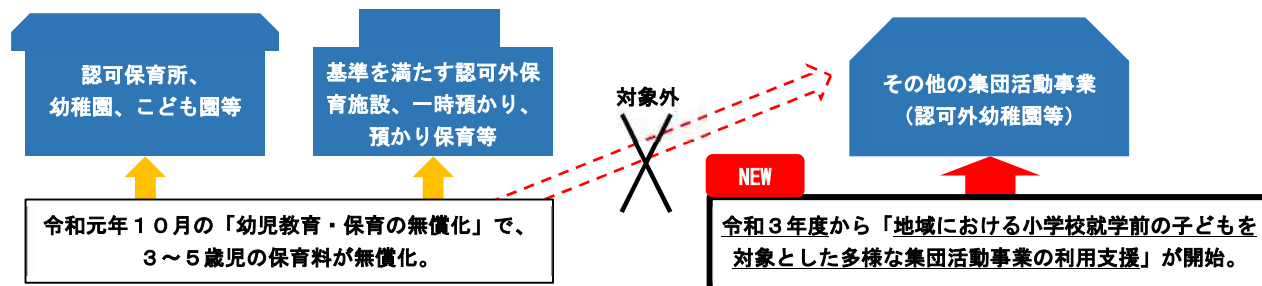


事業者のみなさまへ

## 「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の実施について

### 1 はじめに

令和3年度から、これまでの幼児教育・無償化の対象とならなかった、小学校就学前の子どもを対象とした集団活動事業（いわゆる認可外幼稚園等）を利用する方へ、要件を満たす場合には毎月の利用料金に対する給付を行うこととなりました。



### 2 制度の概要

対象児童	池田市に居住する満3歳～5歳児であって、対象施設等（下記）を概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する児童。 ※ 「子どものための教育・保育給付」または「子育てのための施設等利用給付」を受給されている方、企業主導型保育事業を利用されている方は対象外です。
対象施設等	池田市の定める要件（詳細は次項を参照）を満たす施設・事業。 ※ 施設等の設置者が、池田市に対して基準適合審査の申請を行い、対象施設として決定を受けていることが必要です。 ※ 池田市外の施設等についても対象となる場合があります。
給付額	次の①～③のうち最も少ない額を給付。 ① 月額2万円 ② 在籍する施設等が給付対象と決定された日の属する年度の前年度以前、過去3年間の平均月額利用料 ③ 月額利用料（入園料、施設整備費、延長保育または預かり保育の利用料、実費徴収費等を除く） ※ 月初時点で在籍した月が給付対象となります。

### 3 対象施設等の要件

池田市の定める要件は以下のとおりです。以下すべてを満たさない施設等については、基準適合審査の申請を行っても対象施設等には決定できませんので、あらかじめご確認ください。

- ✓ 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての児童を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であること。
- ✓ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、企業主導型保育事業ではないこと。
- ✓ 特定子ども・子育て支援施設等である場合、「子育てのための施設等利用給付」を受給している満3歳以上の小学校就学前の児童の数が、当該施設を利用する満3以上の小学校就学前の児童の数の概ね半数を超えないこと。
- ✓ 設備及び運営等に係る基準（次ページ）をすべて満たしていること。

<設備及び運営等に係る基準>

① 保育に従事する者の数

保育に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の児童概ね20人につき1人以上、満4歳以上の児童概ね30人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。

② 保育に従事する者の資格

保育に従事する者の概ね3分の1は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士、看護師（准看護師を含む。）又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日に保育する乳児童の数が5人以下の施設等に限る。）とする。

③ 保育室等の構造設備及び面積

- (1) 保育室の面積は、概ね児童1人当たり1.65㎡以上であること。
- (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。
- (3) 必要な遊具、保育用品等を備えること。

④ 非常災害に対する措置

- (1) 施設等が建物を有する場合、次のア～ウをすべて満たすこと。
  - ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
  - イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。
  - ウ 保育室を2階に設ける建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物、保育室を3階に設ける建物は、耐火建築物であること。
- (2) 施設等が建物を有しない場合、保育等の実態に応じて必要と考えられる措置をとること。

⑤ 保育の内容

- (1) 児童一人一人の心身の発育や発達の状態に基づいた適切な教育・保育の計画を策定し、実施していること。
- (2) 各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。

⑥ 給食（給食を実施している場合に限る。）

- (1) 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。
- (2) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

⑦ 健康管理・安全確保

児童の健康観察等を通じて日々の児童の健康を管理するとともに、児童の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。

⑧ 利用者への情報提供

活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。

⑨ 職員・児童の帳簿の整備

職員及び児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。

⑩ 会計処理

- (1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。
- (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。
- (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。
- (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

なお、池田市外の施設等については、上記①～⑩の基準をすべて満たしていることに加えて、施設等の所在市町村が「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」を実施し、当該市町村から対象施設等として決定を受けている必要があります。

## 4 利用者への給付手続きの流れ

利用者への給付は、年度単位（4月～翌年3月）にて一括で行います。  
手続きの流れは次の①～④の通りとなりますので、ご協力をお願いいたします。

- ① 2～3月頃、池田市から対象施設等に対して、支給申請書兼請求書（様式第5号）を紙面またはデータにてお送りいたしますので、池田市在住の利用者に配布してください。
- ② 利用者が必要事項を記入した申請書を、対象施設等において取りまとめ頂き、年間の在籍名簿（別途お送りします）を添付して池田市に御提出ください。  
※ 提出期限は別途お知らせいたしますが、3月中旬頃を目安に御依頼いたします。
- ③ 池田市において提出書類の審査を行い、給付対象者ごとに支給決定兼支払通知書（様式第6号）を発行します。通知書は対象施設等に対してまとめて紙面にてお送りいたしますので、対象者に配布してください。
- ④ 給付金は、③の通知書に記載の支払予定日までに、申請のあった銀行口座に振込します。

## 5 対象施設等となるための基準適合審査の申請手続き

本事業の給付対象施設等となるためには、施設等が池田市の定める基準を満たしていることについての申請（＝基準適合審査の申請）を、給付対象となる年度中にあらかじめ行って頂き、池田市からの決定を受ける必要があります。

対象施設等として決定した施設等には、対象施設等決定通知書（様式第2号）を送付します。

- **必要書類** ・ 対象施設等基準適合審査申請書（様式第1号）  
・ 様式第1号に定める添付書類一式
- **提出期限** 原則として、給付対象となる年度の1月末日までに池田市に書面により提出  
※ 提出が遅れますと、当該年度の給付対象にできない場合があります。
- **審査方法** 申請書類の書類審査。また、必要に応じて施設等の現地検査  
※ 池田市外の施設等については、施設等の所在市町村に照会を行う等の調査を行う場合がありますので、予めご了承ください。

## 6 対象施設等に対する指導・監査の実施等

前項の手続きにより対象施設等と決定した施設については、提供される教育・保育の質の確保等のため、指導・監査を実施いたします。特に、以下の点についてあらかじめご留意ください。

- 概ね年1回の集団指導を実施します。また、特に必要と認める場合は、個別指導または施設等の監査を実施します。
- 監査等に際して確認を行うため、本事業に係る帳簿及び関係書類（児童の在籍簿、出席簿、利用料の支払い状況が分かる収支簿や領収書の控え等）について、常に整備に努めて頂き、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間は保管してください。
- 対象施設等が不正な手段によって対象施設等の決定を受けた、または対象施設等の決定の後に基準を満たさなくなったと認めるときは、対象施設等の決定を取り消します。

## 7 よくある Q&A

- Q1 池田市が対象施設等と決定するのは、池田市内の施設だけですか？
- A1 対象児童となる池田市民が利用する施設であれば、池田市外の施設等についても対象となり得ます。本案内に記載の要件等を満たすかご確認の上、お問い合わせください。
- Q2 対象施設等の要件に、『「子育てのための施設等利用給付」を受給している満3歳以上の小学校就学前の児童の数が、当該施設を利用する満3以上の小学校就学前の児童の数の概ね半数を超えないこと』とありますが、当該児童が半数を超えた時点で直ちに対象施設等の決定は取り消しとなりますか？
- A2 当該要件は一定の流動性が見込まれるため、直ちに決定取り消しとはなりません。ただし、池田市が実施する指導・監査等において、決定時と著しく状況が異なり、その状況が当面継続する見込みである場合には、決定を取り消す可能性がございます。
- Q3 年齢、利用頻度の要件を満たす在籍児童はすべて給付の対象となりますか？
- A3 給付対象となる児童は、年齢、利用頻度の要件を満たすことに加え、池田市在住である児童に限られます。
- Q4 対象児童が他市区町村に転出しました。転出後も給付対象となりますか？
- A4 給付対象となるのは、月初時点で池田市に在住していた間のみです。転出以降の給付制度の有無等については、転出先の市区町村にお尋ねください。
- Q5 対象児童が月の途中から利用を開始しました。この月は給付対象となりますか？
- A5 月の途中から利用を開始した場合、当該月は給付対象外です。
- Q6 利用料の設定が月額ではない（半期毎等）場合、給付の基準となる月額利用料はどのように算定しますか？
- A6 当該利用料を当該期間の月数で除し、月額相当分を算定します（10円未満切捨）。
- Q7 給付の基準となる「在籍する施設等が給付対象と決定された日の属する年度の前年度以前、過去3年間の平均月額利用料」は、毎年度算定する必要がありますか？  
また、施設等の開設期間が3年未満の場合は、どのように算定しますか？
- A7 当該平均月額利用料は、基準適合審査の申請を行う時点でのみ確認するため、毎年度算定する必要はありません。  
また、開設期間が3年未満の場合は、当該期間の平均月額利用料を算定します。
- Q8 給付について、保護者の申し出や同意があった場合に、施設が代理受領すること、または一旦施設が預かって保護者に支払うことは可能ですか？
- A8 本制度による給付は、必ず直接保護者に払うこととされているため、いずれの場合も施設等が受領することはできません。

【本制度についてのお問い合わせ先】  
〒563-8666 池田市城南1-1-1  
池田市子ども・健康部幼児保育課  
電話 072-754-6208（直通）  
FAX 072-752-9785  
メール hoiku@city.ikeda.osaka.ip